

グランスクエア一橋学園共用施設運営細則

(総則)

第1条 グランスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、組合員又は占有者、及びその同居人（以下「居住者」という。）間のコミュニケーション及び親睦を図るため、グランスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という。）第19条（附属規程）により、対象物件内のホビールーム、ラウンジ、キッズルーム（以下「共用施設」という。）を運営するため本細則を定める。

(使用の原則)

第2条 管理組合は、次の各号に掲げる目的のために、次条の使用に優先して共用施設を使用することができる。

- 一 管理規約第47条（団地総会）、第56条（理事会）、第60条（専門委員会）及び第71条（棟総会）に規定する総会、理事会、及び専門委員会等。
- 二 管理組合が居住者間の親睦を目的として行う、懇談会、子供会、パーティー等。
- 三 管理組合が居住者間の親睦を目的として行う、音楽、学習、手芸、料理等のサークル活動。
- 四 その他、管理組合が管理規約第37条（業務）に規定する業務を実施するために必要と認める場合。

(使用目的)

第3条 管理組合は居住者に対し、共用施設を次の各号に掲げる目的のために使用させることができる。

- 一 居住者が冠婚葬祭を行うために使用する場合。
- 二 居住者の団体が会議を行うために使用する場合。
- 三 居住者が、囲碁、将棋、懇談会、子供会、パーティー等を行う場合。
- 四 居住者が、音楽、学習、手芸、料理等サークル活動を行う場合。
- 五 保護者等の管理監督のもと、幼児及び児童の遊戯場所として使用する場合。
- 六 上記各号に掲げる場合のほか、理事長が適当又は特に必要があると認めた場合。

(使用目的として認められない行為)

第3条の2 管理組合は次の各号に掲げる行為のための共用施設使用は認めない。

- 一 公の秩序及び善良の風俗を害するおそれのある行為。
- 二 政治、思想、宗教活動、その他これらに類する行為。
- 三 営利目的の行為。
- 四 環境を害する行為。
- 五 その他、対象物件の管理運営に支障をきたす行為。

(使用の特例)

第4条 管理組合は第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、居住者以外の個人又は団体に共用施設を使用させることができる。ただし、居住者又は第3条に掲げる目的のために使用する団体に支障のない範囲内とする。

- 一 公職選挙法に基づく投票所として使用する場合。
- 二 公立病院、保健所、その他の公的機関が、居住者の健康診断及びその他の公共の目的のために使用する場合。
- 三 電力会社、ガス会社、日本放送協会等の公益的な事業を営む者が、居住者に対するサービスを目的として使用する場合。
- 四 上記各号に掲げる場合のほか、理事長が適当又は特に必要があると認めた場合。

(使用時間)

第5条 ホビールーム及びラウンジの使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。ただし、理事長による時間外使用の許可を受けた場合は午前0時までとする。

- 2 キッズルームの使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- 3 共用施設の使用時間は、原則として1回3時間を限度とする。

(使用料)

第6条 共用施設の使用料は、次の各号に定める通りとする。

- 一 管理組合がその業務に関し使用する場合は無償とする。
- 二 居住者が第3条（使用目的）第五号の目的でキッズルームを使用する場合は無償とする。
- 三 居住者以外の個人又は団体が第4条第一号及び第二号の目的で使用する場合は無償とする。
- 四 居住者が第3条（使用目的）第一号、第二号、第三号及び第四号の目的で使用する場合は有償とする。

- 五 居住者以外の個人又は団体が第4条第三号及び第四号の目的で使用する場合は有償とする。
- 六 継続使用は1時間単位とし、それぞれの時間単位の使用料を合算する。
- 七 予定時間の超過による追加使用料は時間単位で計算する。
- 八 使用時間が1時間に満たざる場合でも使用料の減額は行わない。
 - 2 前項第四号及び第五号の使用料は、別に定めるとおりとする。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、理事長が必要と認めた場合又は第1項のいずれにも該当しない使用に関しては、理事長は理事会の決議を得て当該使用料を別に定めることができる。
 - 4 管理組合は、共用施設に係わる維持管理費用の増加等により必要と認めるときは、団地総会の決議を得て使用料の額を変更することができる。
- 5 徴収した使用料は、原則として返還しないものとする。ただし、当該使用許可の取消し、中止又は変更が、第2条（使用の原則）から第4条（使用の特例）までの規定に基づく管理組合又は他の者の優先使用の場合はこの限りではない。

（使用料の使途）

第6条の2 管理組合は受領した共用施設使用料を管理規約第34条（使用料）に基づき管理費に充当する。

（使用料の徴収等）

第7条 理事長又は理事長の指定する者（以下、本細則内において「理事長等」という。）は、使用日当日に、前条に定める使用料を使用責任者から徴収する。

（申込受付）

第8条 共用施設使用申し込みの受付は、原則として第3条（使用目的）第一号の葬儀の場合を除き、共用施設を使用する日の1ヶ月前からとする。この場合において同日同時間帯に2件以上の申し込みがあったときは、先に申し込みを行なった者を優先する。

（申込受付の特例）

- 第9条 居住者の団体が、第3条に掲げる目的のために共用施設を定期的を使用しようとする場合には、管理組合は前条の規定にかかわらず、あらかじめ使用目的、使用日時等必要な事項を届出させ、3ヶ月ごとに定期的な使用を認めることができる。
- 2 前項の場合において同日同時間帯に2件以上の申し込みがあったときは、それらの団体間で協議して使用者を決めるものとし、その協議が整わないときは、抽選により決めるものとする。
 - 3 前条による申し込みと本条第1項による申し込みが重複した場合は、理事長等が調整して使用者を決めるものとする。

（使用の承認等）

- 第10条 理事長等は、共用施設の使用を希望する者に対し、事前に共用施設使用申込書（以下「申込書」という。）（別記様式第1）を提出させるものとし、その内容が適当と認められる場合には、所定の共用施設使用許可書（以下「許可書」という。）を使用責任者に交付する。
- 2 理事長等は許可書を交付した後において、申込書に記載された使用目的が事実でないことが判明したとき、その使用が共用施設の維持管理上支障をきたすと認められるとき又は第2条（使用の原則）若しくは第3条（使用目的）の優先使用の必要が生じたときは、その使用許可を取り消し又は使用を中止させることができる。

（予約状況表）

第11条 理事長等は、共用施設の使用計画について月ごとに共用施設予約状況表を作成し、日時、目的、責任者等必要事項を記載し、共用施設の使用を希望する者が常時閲覧できるよう整備するものとする。

（鍵の貸与及び返却）

第12条 理事長等は、許可書を交付した使用責任者に対し、使用する際に共用施設の鍵を貸与し、使用責任者は共用施設の使用後、理事長等にただちに鍵を返却するものとする。

（使用申込者の責任）

第13条 居住者以外の者が使用する場合、当該申し込みを行なった居住者は使用者に対し、本細則を遵守させる責任を有するものとする。

（遵守事項）

第14条 使用者は共用施設の使用にあたり、次の事項に注意しなければならない。

- 一 扉及び窓の施錠等は使用者の責任において行うものとする。また、開閉は静かに行うこと。
- 二 大声で騒ぐ等の行為は慎み、他の居住者及び近隣住民の迷惑とならないように注意すること。
- 三 トイレでは、水溶性の紙以外使用しないこと。
- 四 退室時には水栓閉栓の確認を完全に行うこと。
- 五 持ち込んだ飲食物等はすべて持ち帰ること。
- 六 ゴミは必ず各自の責任において処分すること。
- 七 退室にあたって使用者は整理整頓・清掃後、理事長等に使用終了の報告をし、すみやかに鍵を返却すること。
- 八 保護者なしで児童及び幼児のみで使用してはならない。
- 九 その他管理組合において指示・告示する事項。

(禁止事項)

第15条 共用施設を使用する場合、次の行為をしてはならない。

- 一 建物及び備品を故意又は過失により破損し、若しくは汚損すること。
- 二 爆発性、引火性のある物品又は危険、不潔、悪臭のある物品を持ち込むこと。
- 三 振動、騒音等、他の居住者及び近隣住民に迷惑を及ぼす行為又は不快の念を抱かせる行為をすること。
- 四 煙草（電子煙草を含む。）を吸うこと。（管理規約第19条の3（喫煙場所の制限））

(違反者に対する措置)

第16条 理事長等は使用者が本細則に違反し、又は違反するおそれのある時は、当該使用者に対しその使用を中止させ、又は今後の使用を禁止することができる。

(原状回復義務)

第17条 使用者の故意又は過失により、共用施設の建物を損傷したり、備品等を毀損し又は紛失したときは、ただちに理事長等に連絡し、その指示に従わなければならない。

2 前項に掲げる場合、原則として当該使用者は自己の責任において修復し、その修復に要する費用を負担するものとする。

(管理組合の免責)

第18条 管理組合は天災地変、火災、盗難、その他事由の如何を問わず、使用者が蒙った損害については一切の責を負わないものとする。

(細則外事項及び改廃)

第19条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附則 (施行日)

第1条 本細則は、2017年2月27日から施行する。

[制定：2005年2月26日]

[改定：2017年2月26日]